

## 公益社団法人千葉県栄養士会定款第3条・第4条

### (目的)

第3条 この法人は、千葉の大地と暮らしを愛し、多彩な食材の恵みを受けて健やかに生きようとする県民の営みを支援すべく栄養の指導と食事療法の職務に就く管理栄養士・栄養士の集うところとして、県民の健康と福祉を培う食生活及び疾病の予防並びに治療法の形成・普及・実践に資する各種の事業を遂行し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民の健康と食事・栄養摂取の実態、及び、栄養指導・食事療法の事例・症例に関する調査研究、栄養指導・食事療法に関する技法の開発、「食の宝庫千葉」の食材に培われた伝統的な食文化の継承と発展、県民の健全な食生活を彩る料理・献立の考案と普及、公衆衛生施策の立案への参画などをおして、食と栄養の科学及び実用技術の振興を図る事業
- (2) 系統的・発展的な卒後教育・生涯学習の推進、及び、養成教育への支援などにより、栄養指導・食事療法のたしかな技能と常に一人ひとりの県民に誠実に寄り添う心をもって疾病の予防と治療に臨み、県民の健康と福祉の増進に貢献する管理栄養士・栄養士を育成する事業
- (3) 健康の増進、疾病の予防と治療に資する食事・栄養摂取のあり方について、講演会や講習会の開催、開かれた常設的相談窓口の設営、地域社会での諸活動、刊行物等による知識・知恵の発信と交流など、多様な形態で行う栄養指導・給食管理・食事療法や食育に関する取り組みをおして、県民の健全で稔り豊かな食生活の自律的な営みを支援する事業
- (4) 地域社会の保健・医療・福祉の増進に関わる各種の専門職・専門家の連携と協働関係の形成、食品・食事の提供に係る事業者への業務支援、地域社会の栄養改善に貢献した個人・団体の顕彰、管理栄養士・栄養士にかかる制度の改善を図る取り組みなどをおして、県民の健全な食生活を支える食環境の整備を進める事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定めた事業は、その実施区域を千葉県内とする。